

吹田市中心企業等応援金 募集要項

令和3年4月23日

1	吹田市中心企業等応援金の概要	p. 1
	(1) 趣旨 (2) 支給対象者 (3) 支給額	
2	対象要件	p. 2
3	申請手続き	p. 4
	(1) 申請期間 (2) 申請方法	
4	申請書の記入にあたって	p. 5
	(1) 提出物の確認 (2) 申請書の記入 (3) 売上比較 (4) 確定申告書等の提出	
5	応援金の支給	p. 12
	(1) 支給の決定と振込 (2) 不支給の決定と通知	
6	その他	p. 12
	(1) 申請の取下げ (2) 支給決定の取消し (3) 申請書類の取扱い	
7	申請から支給までの主な流れ	p. 13
8	対象・対象外フローチャート	p. 14
9	提出物確認シート	p. 15
	個人事業主(青色申告)、個人事業主(白色申告)、法人	

〔申請期間〕

令和3年5月10日(月)から同年6月30日(水)(当日消印有効)まで

〔申請書類の宛先〕

〒564-0051 吹田市豊津町9-1

吹田市中心企業等応援金受付センター 宛

※ 直接持参による申請はできませんのでご注意ください。

〔お問合せ〕 5月10日(月)から

電話番号 050-3135-2397 (コールセンター)

開設日時 午前9時から午後5時30分まで(土日祝日を除く)

開設期間 令和3年5月10日(月)～令和3年8月31日(火)

1 吹田市中心企業等応援金の概要

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症の度重なる感染拡大に伴い、長期的に経営に深刻な影響を受ける事業者のうち、令和2年度に吹田市が実施しました休業要請支援金や小規模事業者応援金などの給付金を受けていない市内の中小企業（個人事業主を含む）及びその他の法人に対し、事業継続を下支えすることを目的に、緊急経済対策として吹田市中心企業等応援金（以下「応援金」という。）を交付するものです。

(2) 支給対象者

応援金の支給対象者は、以下のとおりです。

ア 中小企業（個人事業主を含む）

中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に定める中小企業者である会社及び個人

イ その他の法人（事業活動を行う従業員100人以下の次に掲げる法人）

- (ア) 特定非営利活動法人
- (イ) 一般社団法人、一般財団法人
- (ウ) 公益社団法人、公益財団法人
- (エ) 医療法人
- (オ) 学校法人
- (カ) 社会福祉法人
- (キ) その他市長が必要と認める法人

次に該当する法人は対象となりません。

- ・ 大企業が実質的に経営に参画している企業（いわゆる「みなし大企業」）
- ・ 構成員の共益を目的とする事業を主とする法人
- ・ 同業者の共同利益の追求を目的とする法人
- ・ 国又は地方公共団体が出資する法人

(3) 支給額

1事業者につき、20万円

- ・ 複数店舗(事業所)を営業する場合も1事業者とします。
- ・ 支給額は、基本的に所得税の課税対象（事業所得）となりますので、確定申告の際にご確認ください。

2 対象要件

次の要件を全て満たす必要があります。

- ア 市内に事業所を有していること。
- イ 令和2年度に吹田市が実施した給付金の支給を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- ウ 確定申告をしていること。
- エ 令和2年の年間売上が、前年比で30%以上減少していること。
- オ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- カ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、性風俗関連特殊営業、暴力団及び暴力団関係者ではないこと。

ア 市内に事業所を有していること。

令和2年（2020年）10月1日以前に開業しており、申請時点で吹田市内において事業を営んでおり、今後も吹田市内で事業を継続する意思があること。

本応援金における「事業所」とは

- ・ 継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所（例：事務所）をいいます。法人の場合は、法人市民税の均等割が課税されていることが要件です。
- ・ 自宅を事業活動拠点としている場合は、自宅を事業所として扱うことができます。

（例1）令和2年10月1日に吹田市内の自宅で開業し、現在もそのまま事業を継続。

⇒要件を満たします。

（例2）平成31年1月1日以前に吹田市外で開業し、平成31年2月に吹田市内で開業。

⇒要件を満たします。

（例3）平成31年1月1日以前に吹田市外で開業し、令和2年11月に吹田市内で開業。

⇒要件を満たしません（令和2年10月1日以前に開業していないため）。

（例4）令和2年10月1日以前から吹田市内に倉庫のみ所有。

⇒要件を満たしません（本応援金における「事業所」に該当しないため）。

イ 令和2年度に吹田市が実施した給付金の支給を受けていない、又は受ける予定がないこと。

令和2年度に吹田市が実施した次のアからクまでの給付金について、いずれの支給も受けていない、又は受ける予定がないこと。

（ア）大阪府休業要請支援金（府・市町村共同支援金）

（イ）吹田市小規模事業者応援金

（ウ）吹田市すいたエール商品券取扱協力店応援金

（エ）吹田市保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金

（オ）吹田市障がい児通所支援事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金

（カ）吹田市介護サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策応援金

(キ) 吹田市障がい福祉サービス事業所新型コロナウイルス感染症対策応援金

(ク) 吹田市医療機関に対する新型コロナウイルス感染症対策応援金

次の給付金等は、吹田市中企業等応援金と併用することができます。

- ① 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金、② 持続化給付金、③ 家賃支援給付金、
- ④ 大阪府休業要請外支援金、⑤ 大阪府営業時間短縮協力金、⑥ 国・府・市が実施する補助金

ウ 確定申告をしていること。

[個人事業主の場合]

所轄税務署長に確定申告をしていること。なお、青色申告・白色申告は問いません。

[中小企業又はその他法人の場合]

吹田市市民税課に「法人設立（設置）届」を提出し、確定申告をしていること。

ただし、申請日時点で初回の確定申告期限が到来していない場合は不要です。

エ 令和2年（2020年）の年間売上が、前年比で30%以上減少していること。

平成31年1月2日から令和2年10月1日までに開業した場合は、特例により月平均売上で売上を比較します。

売上の比較に関する詳細は、本要項「4（3）売上比較」に記載しています。

オ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。

納期限を過ぎている場合であっても、期限後の納付について、納付約束をし、計画的に納付を行っている場合や、徴収猶予等により猶予期間中である場合は、要件を満たすものとします。

カ 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、性風俗関連特殊営業、暴力団及び暴力団関係者ではないこと。

次のいずれにも該当しないことが要件です。

(ア) 政治団体

(イ) 宗教上の組織若しくは団体

(ウ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5号に規定する性風俗関連特殊営業

(エ) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第1号から第4号までに規定する者

3 申請手続き

(1) 申請期間

令和3年5月10日（月）から同年6月30日（水）（当日消印有効）まで

(2) 申請方法

郵送による申請

提出された申請書類は一切返却できませんので、あらかじめご了承ください。

レターパックライト（*郵便物の追跡が可能）で郵送してください。

- ・受付センターに申請書類を直接持ち込むことはできませんのでご注意ください。
- ・郵送前には、「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・現在の「レターパックライト」は370円です。消費税増税前に購入された「レターパックライト」をご利用される際は、差額分の切手を貼ってご利用ください。

〔申請書類の宛先〕

〒564-0051 吹田市豊津町9-1

吹田市中心企業等応援金受付センター 宛

4 申請書の記入にあたって

(1) 提出物の確認

本要項9「提出物確認シート」を見て、提出が必要な書類等の全てを確認してください。

(2) 申請書の記入

「【資料1】記入例」を見ながら、申請書の各項目を記入してください。

(3) 売上比較

売上は、全て1円単位で算出します。

「【資料2】開業日と売上比較について」を見て、要件を満たすか確認してください。

本応援金における「売上」とは

- ・ 法人については、原則、確定申告書（法人税法第2条第1項第31号に規定する申告書を指す。以下同じ。）の法人事業概況説明書の「月別売上高等の状況」の「売上（収入）金額」に記載されている金額をいいます。
- ・ 個人事業主については、原則、確定申告書B（第一表）の「収入金額等」の「事業」欄（ア）に記載されている金額をいいます。

(例1) 令和元年9月10日に吹田市内で開業した場合【特例1】

⇒売上は、令和元年10月から12月までの月平均売上と令和2年1月から12月までの12か月間の月平均売上を対比して30%以上減少しているかを確認します。

(例2) 令和2年10月1日に吹田市内で開業した場合【特例2】

⇒売上は、令和2年10月から12月までの月平均売上と令和3年1月から3月までの3か月間の月平均売上を対比して30%以上減少しているかを確認します。

(例3) 平成31年1月1日以前に吹田市外で開業し、平成31年1月2日以降に吹田市内に事業所を開設した場合

⇒売上は、市外の事業所を含む事業全体の年間売上について前年比で30%以上減少しているかを確認します。（平成31年1月1日時点で吹田市内での事業がされていませんが、令和2年10月1日時点で吹田市内での事業がされているので要件を満たします。この場合においても、売上は事業全体で比較するため、平成31年・令和元年の年間売上と、令和2年の年間売上を比較します。）

【資料 1 - 1】記入例（個人）

様式第 1 号

記入例
個人(請)

吹田市中心企業等応援金交付申請(請求)書兼口座振込依頼書

令和 3 年 5 月 10 日

吹田市長宛

下記のとおり吹田市中心企業等応援金の交付を申請します。申請に当たり、別紙の事項について
誓約・同意します。また、交付決定後は交付決定額を下記の口座に振り込んでください。

記

申請(請求)者

市内事業所の所在地	〒 <input type="text" value="XXXX"/> - <input type="text" value="XXXX"/> 吹田市 ○○ 町 △ - △ - △		
市内事業所(店舗)名	(フリガナ) スイタ ショウテン 吹田 商店		
電話番号	06 - 0000 - 0000		
法人は法人名 個人事業主は屋号	(フリガナ) 同上		
代表者の役職・氏名 (個人事業主は氏名)	(フリガナ) スイタ ハナコ 吹田 花子		
法人は本店所在地・ 個人事業主は自宅住所	〒 <input type="text" value="0000"/> - <input type="text" value="0000"/> 豊中市 △△ 町 X - XX		
(法人のみ)法人番号 ※個人番号は記入不可			
(個人事業主のみ) 生年月日	大正・ <u>昭和</u> ・平成 40 年 5 月 5 日生		
中小企業基本法上の 業種等	<input type="checkbox"/> 製造業その他 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input checked="" type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業	資本金又 は出資金	円 常時雇用す る従業員数 / 人
売上の減少	令和元年(2019年)※1 年間売上(a)	令和2年(2020年)※1 年間売上(b)	売上の減少率※2 (a-b)÷a×100
	60,000,000 円	40,000,000 円	33 %
交付申請(請求)額	200,000円		

個人は
認め印可
法人は
代表者印

※1 令和元年1月2日以降に開業(設立)した場合は、売上確認表に記載する月平均売上を記載してください。
※2 売上の減少率(小数点以下切捨)が30%以上であることが要件です。

振込先預金口座

○○	(銀行) 信用金庫 信用組合	△△	支店	預金の 種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
金融機関コード	X X X X	X X	支店コード	X X X	X X X
口座番号	X X X X	X X	X X	X X	X X
フリガナ	スイタ ハナコ				
口座名義	吹田 花子				

※口座名義は、申請者本人名義(法人の場合は当該法人名義)に限ります。

(裏面へ)

【資料1-2】記入例（法人）

記入例

様式第1号

吹田市中心企業等応援金交付申請（請求）書兼口座振込依頼書

令和3年5月10日

吹田市長宛

下記のとおり吹田市中心企業等応援金の交付を申請します。申請に当たり、別紙の事項について誓約・同意します。また、交付決定後は交付決定額を下記の口座に振り込んでください。

記

捺印

申請（請求）者

市内事業所の所在地	〒△△△-△△△△ 吹田市 〇町〇-〇-〇	
市内事業所（店舗）名	(フリガナ) スイタ サケテン 吹田 酒店	
電話番号	06 - 0000 - 0000	
法人は法人名 個人事業主は屋号	(フリガナ) スイタ シュヅウ カブシキカイシャ 吹田 酒造 株式会社	㊟
代表者の役職・氏名 (個人事業主は氏名)	(フリガナ) タイトリシヨウジヤクシャチョウ スイタ アイ 代表取締役社長 吹田 愛	
法人は本店所在地・ 個人事業主は自宅住所	〒×××-×××× 吹田市 〇町△-△	
(法人のみ) 法人番号 ※個人番号は記入不可	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1	
(個人事業主のみ) 生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生	
中小企業基本法上の 業種等	<input checked="" type="checkbox"/> 製造業その他 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業	資本金又は 出資金 7百万 円 常時雇用す る従業員数 50 人
売上の減少	令和元年(2019年) ※1 年間売上(a)	令和2年(2020年) ※1 年間売上(b)
	114,000,000 円	72,000,000 円
	売上の減少率 ※2 (a-b) ÷ a × 100 36 %	
交付申請（請求）額	200,000円	

※1 令和元年1月2日以降に開業（設立）した場合は、売上確認表に記載する月平均売上を記載してください。
※2 売上の減少率（小数点以下切捨）が30%以上であることが要件です。

振込先預金口座

〇〇	(銀行) 信用金庫 信用組合	△△	支店	預金の 種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
金融機関コード	× ×	× ×	支店コード	×	× ×
口座番号	× ×	× ×	× ×	×	
フリガナ	スイタ シュヅウ (カ)				
口座名義	吹田 酒造 株式会社				

※口座名義は、申請者本人名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。

(裏面へ)

法人の場合、代表者で
あっても個人名義の口座は
不可。

【資料2】 開業日と売上比較について

開業日によって売上比較の仕方が異なりますのでご確認ください。

<p>〔個人事業主の場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上は、事業収入のみを対象とします。 ※給与収入等がある場合を除く。 ・給与が事業収入を上回る場合は、支給対象外です。 	<p>〔法人の場合〕</p> <p>「法人事業概況説明書」の 「月別売上高等の状況」に記入の「売上（収入）金額」、又は損益計算書の「売上」で比較します。</p>
---	--

基本

開業日	売上の比較	
	a	b
平成31年(2019年)1月1日以前に開業	平成31年1～12月の年間売上	令和2年1月～12月の年間売上

<計算式>

$$(a-b) \div a \times 100 = \underline{\quad} \%$$



売上の減少率(小数点以下切捨)が30%以上であることが要件です。

特例1 平成31年(2019年)1月2日以降に開業

開業日	売上の比較	
	a	b
平成31年(2019年)	1/2～1/31	平成31年2月～令和元年12月の11か月間の月平均
	2/1～2/28	平成31年3月～令和元年12月の10か月間の月平均
	3/1～3/31	平成31年4月～令和元年12月の9か月間の月平均
	4/1～4/30	令和元年5～12月の8か月間の月平均
令和元年(2019年)	5/1～5/31	令和元年6～12月の7か月間の月平均
	6/1～6/30	令和元年7～12月の6か月間の月平均
	7/1～7/31	令和元年8～12月の5か月間の月平均
	8/1～8/31	令和元年9～12月の4か月間の月平均
	9/1～9/30	令和元年10～12月の3か月間の月平均
		令和2年1月～12月の12か月間の月平均

特例2 令和元年(2019年)10月1日以降に開業

開業日	売上の比較	
	a	b
令和元年(2019年)	10/1～10/31	令和元年11月～令和2年12月の14か月間の月平均
	11/1～11/30	令和元年12月～令和2年12月の13か月間の月平均
	12/1～12/31	令和2年1月～12月の12か月間の月平均
令和2年(2020年)	1/1～1/31	令和2年2月～12月の11か月間の月平均
	2/1～2/29	令和2年3月～12月の10か月間の月平均
	3/1～3/31	令和2年4月～12月の9か月間の月平均
	4/1～4/30	令和2年5月～12月の8か月間の月平均
	5/1～5/31	令和2年6月～12月の7か月間の月平均
	6/1～6/30	令和2年7月～12月の6か月間の月平均
	7/1～7/31	令和2年8月～12月の5か月間の月平均
	8/1～8/31	令和2年9月～12月の4か月間の月平均
9/1～10/1	令和2年10月～12月の3か月間の月平均	
		令和3年1月～3月の3か月間の月平均

(3) 確定申告書等の提出

「【資料3-1】確定申告書、売上確認表及び日別売上表の提出について」を見て、提出が必要な書類を確認してください。

また、平成31年(2019年)1月2日以降に開業した場合は、「【資料3-2】確定申告書、売上確認表及び日別売上表の提出について(特例)」を見て、提出が必要な書類を確認してください。

[提出する確定申告書の事業年度の例]

(例1) 決算月が3月の法人の場合

平成31年(2019年)1月から令和2年(2020年)12月までの売上を確認するため、平成30年(2018年)4月から令和3年(2021年)3月までの確定申告書の提出が必要となります。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
2018年				①	→								
2019年	①つづき	→		②	→								
2020年	②つづき	→		③	→								
2021年	③つづき	→											

(例2) 決算月が9月の法人の場合

平成31年(2019年)1月から令和2年(2020年)12月までの売上を確認するため、平成30年(2018年)10月から令和2年(2020年)9月までの確定申告書に加えて、令和2年(2020年)10月から12月までの日別売上表の提出が必要となります。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2018年										①	→	
2019年	①つづき	→								②	→	
2020年	②つづき	→								③	→	

【資料 3-1】確定申告書、売上確認表及び日別売上表の提出について

(注) 法人については、事業開始月から12か月で決算期を迎える想定で作成しています。

個人事業主(青色・白色共通)

開業日	提出が必要な確定申告	売上確認表の種類	日別売上表の必要期間
平成31年1月1日以前	①平成31年・令和元年分 と ②令和2年分	【個人事業主用】基本	不要
平成31年1月2日～ 令和元年9月30日		【個人事業主用】特例1	不要
令和元年10月1日～ 令和元年12月31日		【個人事業主用】特例2	令和3年1月～3月分
令和2年1月1日～ 令和2年10月1日	令和2年分	【個人事業主用】特例2	令和3年1月～3月分

法人 基本 : 平成31年1月1日以前に開業

開業日	決算期 (事業年度)	提出が必要な 確定申告	売上確認表の種類	日別売上表の 必要期間
平成31年 1月1日以前	1月末決算	直近の3年度分	【法人用】基本	不要
	2月末決算	直近の3年度分	【法人用】基本	不要
	3月末決算	直近の3年度分	【法人用】基本	不要
	4月末決算	直近の3年度分	【法人用】基本	不要
	5月末決算※	直近の2年度分	【法人用】基本	令和2年6月～12月分
	6月末決算	直近の2年度分	【法人用】基本	令和2年7月～12月分
	7月末決算	直近の2年度分	【法人用】基本	令和2年8月～12月分
	8月末決算	直近の2年度分	【法人用】基本	令和2年9月～12月分
	9月末決算	直近の2年度分	【法人用】基本	令和2年10月～12月分
	10月末決算	直近の2年度分	【法人用】基本	令和2年11月～12月分
	11月末決算	直近の2年度分	【法人用】基本	令和2年12月分
	12月末決算	直近の2年度分	【法人用】基本	不要

※5月末決算の法人は、確定申告書を令和3年5月末までのものを含め3年度分提出すれば、日別売上表は不要です。

【資料3-2】確定申告書、売上確認表及び日別売上表の提出について

(注) 法人については、事業開始月から12か月で決算期を迎える想定で作成しています。

法人 **特例1** : 平成31年(2019年)1月2日から令和元年(2019年)9月30日までに開業

開業日		決算期 (事業年度)	提出が必要な 確定申告	売上確認表 の種類	日別売上表の 必要期間
平成31年 1月2日 ～ 令和元年 9月30日	1～5月開業	12、1～4月末 決算	2事業年度分	【法人用】特例1	不要
	6月開業	5月末決算※	1事業年度分	【法人用】特例1	令和2年6月～12月分
	7月開業	6月末決算	1事業年度分	【法人用】特例1	令和2年7月～12月分
	8月開業	7月末決算	1事業年度分	【法人用】特例1	令和2年8月～12月分
	9月開業	8月末決算	1事業年度分	【法人用】特例1	令和2年9月～12月分

※5月末決算の法人は、確定申告書を令和3年5月末までのものを含め2年度分提出すれば、日別売上表は不要です。

法人 **特例2** : 令和元年(2019年)10月1日以降に開業

開業日		決算期 (事業年度)	提出が必要な 確定申告	売上確認表 の種類	日別売上表の 必要期間
令和元年 10月1日 ～ 令和元年 12月31日	10月開業	9月末決算	1事業年度分	【法人用】特例2	令和2年10月～ 令和3年3月分
	11月開業	10月末決算	1事業年度分	【法人用】特例2	令和2年11月～ 令和3年3月分
	12月開業	11月末決算	1事業年度分	【法人用】特例2	令和2年12月～ 令和3年3月分
令和2年 1月1日 ～ 令和2年 10月1日	1月開業	12月末決算	1事業年度分	【法人用】特例2	令和3年1月～3月分
	2月開業	1月末決算	1事業年度分	【法人用】特例2	令和3年2月～3月分
	3月開業	2月末決算	1事業年度分	【法人用】特例2	令和3年3月分
	4月開業	3月末決算	1事業年度分	【法人用】特例2	不要
	5月開業	4月末決算	1事業年度分	【法人用】特例2	不要
	6月開業	5月末決算※	1事業年度分	【法人用】特例2	開業以降、令和3年3 月分までの全ての月分
	7月開業	6月末決算	確定申告書に 代えて、登記簿 謄本(履歴事項 全部証明書)の 写しを提出	【法人用】特例2	
	8月開業	7月末決算			
	9月開業	8月末決算			
	10月開業	9月末決算			

※5月末決算の法人は、令和3年5月末までの確定申告書を提出すれば、日別売上表は不要です。

5 応援金の支給

(1) 支給の決定と振込

審査の上、適正と認められるときは、おおむね1か月から1か月半程度で応援金の支給を決定し、「吹田市会計管理者」から指定口座へ口座振込により支給します。

なお、支給決定のお知らせは送付しませんのでご了承ください。

(2) 不支給の決定と通知

審査の結果、応援金を支給しない旨を決定した場合は、後日、不支給決定通知を送付します。

6 その他

(1) 申請の取下げ

申請後、対象要件を満たしていなかったことが判明した場合は、その旨を吹田市中小企業等応援金コールセンターまでご連絡ください。

また、申請内容に不備があり、吹田市が補正を求めたときは、申請者は指定期日までに申請内容の補正を行う必要があります。申請内容の補正が指定期日までに行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなします。

(2) 支給決定の取消し

応援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、応援金の支給決定を取り消します。この場合において、既に応援金の支給を受けている申請者は、吹田市の規定に沿って応援金を返還していただきます。

(3) 申請書類の取扱い

ア ご提出いただいた申請書類は、一切返却できませんのでご了承ください。

イ 申請内容に関する情報は、応援金の審査及び支給並びに統計資料の作成に関する事務に限り使用し、その他の目的には使用しません。ただし、税務情報として使用すること、及び大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

7 申請から支給まで（主な流れ）

- ・ 中小企業（個人事業主を含む）
 - ・ その他の法人
- ※ 対象要件を満たす方
- ・ 対象要件は、「対象・対象外フローチャート」でご確認ください。



- 申請書類の作成
- ① 吹田市ホームページから「吹田市中小企業等応援金申請（請求）書兼口座振込依頼書」（様式第1号）、売上確認表をダウンロード
 - ② 必要な書類を添付
 - ・ 確定申告書（令和元年分、令和2年分）の写し
 - ・ 吹田市内の店舗・事務所等が確認できる書類（店舗外観、看板、内観の写真など）
 - ・ 振込先預金口座の通帳の見開きページ(写) など



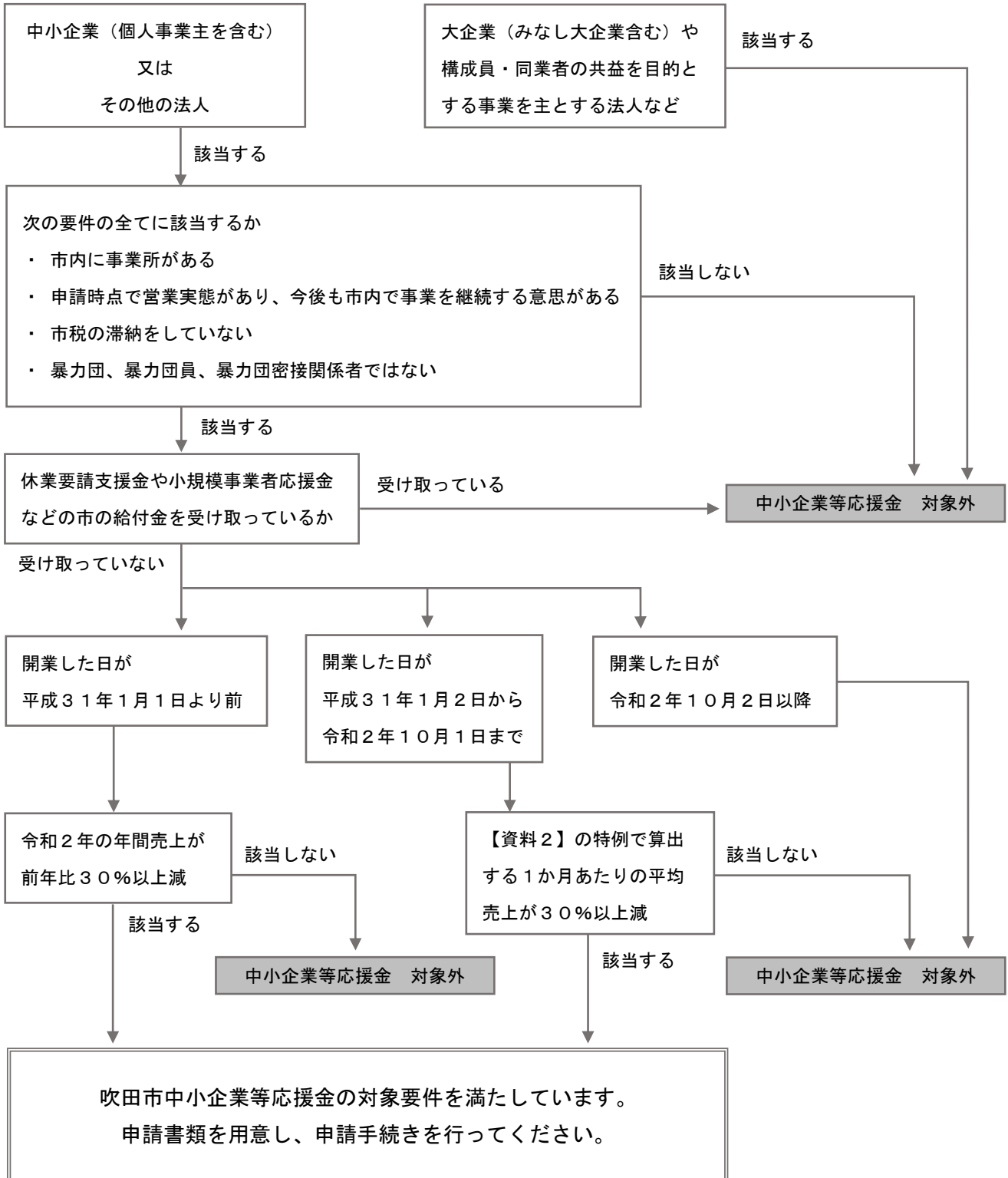
郵送（5/10（月）から6/30（水）まで、当日消印有効）

- 申請書類の審査
- ・ 書類不備で返送された場合は、書類訂正の上、再提出。



- 応援金の支給
- おおむね1か月から1か月半程度で応援金の支給を決定し、指定口座へ振り込み
- ※支給決定のお知らせは送付しませんのでご了承ください。

8 対象・対象外フローチャート



提出物確認シート

申請書類の1枚目に
添付してください。

個人事業主(青色申告)

※複数ページある書類は、できるだけ両面コピーしてください。

提出物に ○ 印↓		書類の名称	サイズ	ページ数等
必須	1	提出物確認シート(本紙)	A4	1ページ
	2	吹田市中小企業等応援金申請(請求)書兼口座振込依頼書(様式第1号)	A4	両面1枚
	3	令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書B〔第一表及び第二表〕	A4	2枚
	4	令和2年分所得税青色申告決算書(1~2ページ部分)	A4	2ページ
該当者のみ	5	平成31年・令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書〔第一表及び第二表〕	A4	2枚
	6	平成31年・令和元年分所得税青色申告決算書(1~2ページ部分)	A4	2ページ
	7	確定申告書の送信データ受付メールの内容(税務署から届いたもの)	A4	1事業年度につき1ページ
必須	8	売上確認表	A4	1ページ
該当者のみ	9	(開業日が令和元年10月1日以降の場合) 日別売上表	A4	必要な枚数
	10	(開業日が平成31年1月2日以降の場合) 開業届の写し	A4	1ページ
	11	営業許可証の写し	A4	必要な枚数
	12	市内の事業所の建物の登記事項証明書(登記簿謄本)又は賃貸借契約書の写し	A4	1部
	13	令和2年度分の市民税納税証明書(非課税の場合は非課税証明書)	A4	1枚
必須	14	事業所の写真(3種類) ※任意の台紙に貼付	A4	必要な枚数
	15	振込先預金口座の通帳のコピー	A4	1ページ
該当者のみ	16	その他()	A4	必要な枚数

提出物確認シート【説明】

個人事業主(青色申告)

	書類の名称	説明
1	提出物確認シート（本紙）	—
2	吹田市中小企業等応援金申請（請求）書兼口座振込依頼書（様式第1号）	できるだけ、両面印刷で提出してください。
3	令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書B〔第一表及び第二表〕	書面申告の場合は、税務署の受付印の押されたものを提出してください。インターネット提出の場合は、7番の受付メールを提出してください。
4	令和2年分所得税青色申告決算（1～2ページ部分）	—
5	平成31年・令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書〔第一表及び第二表〕	書面申告の場合は、税務署の受付印の押されたものを提出してください。インターネット提出の場合は、7番の受付メールを提出してください。
6	平成31年・令和元年分所得税青色申告決算書（1～2ページ部分）	—
7	確定申告書の送信データ受付メールの内容（税務署から届いたもの）	3番の確定申告書をインターネットで提出した場合は、提出が必要です。提出する確定申告書と対応するものであるか、税目や事業年度等を確認してください。
8	売上確認表	個人事業主用（基本、特例1、特例2）のうち、正しい様式を使用してください。「開業日」は、吹田市内での事業開始ではなく、個人事業主としての事業の開始日です。
9	（開業日が令和元年10月1日以降の場合）日別売上表	【資料3】で確認し、提出が必要な人は、それぞれの期間分を提出してください。
10	（開業日が平成31年1月2日以降の場合）開業届の写し	平成31年1月2日以降に開業した人は提出してください。
11	営業許可証の写し	公的機関の発行で、日付、事業所名（屋号）、所在地が記載された許可証等があれば提出してください。
12	市内の事業所の建物の登記事項証明書（登記簿謄本）又は賃貸借契約書の写し	3番～6番の確定申告書に市内事業所の事業所名（屋号）及び所在地の記載がない場合は必須。11番の許可証がある場合は不要です。委託契約等により、市内の事業所（店舗）で継続して働いている場合、事業所の名称、所在地、申請者の氏名等の記載された契約書のコピーを提出してください。
13	令和2年度分の市民税納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）	吹田市以外で市民税を納付している場合は、必ずご提出ください。
14	事業所の写真（3種類） ※任意の台紙に貼付	申請書の事業所（店舗等）の名称と、写真の看板等が一致することを確認できること。必ずA4サイズの台紙に貼付（又は印刷）をしてください。
15	振込先預金口座の通帳のコピー	通帳の見開きページの、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義の記載された部分をコピーしてください。ネット口座の場合は、これらの情報が記載された画面を印刷して提出してください。
16	その他（ ）	個別の理由で必要な資料があれば提出してください。

提出物確認シート

申請書類の1枚目に
添付してください。

個人事業主(白色申告)

※複数ページある書類は、できるだけ両面コピーしてください。

提出物に ○ 印↓		書類の名称	サイズ	ページ数等
必須	1	提出物確認シート（本紙）	A 4	1 ページ
	2	吹田市中小企業等応援金申請（請求）書兼口座振込依頼書（様式第1号）	A 4	両面1枚
	3	令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書B〔第一表及び第二表〕	A 4	2枚
	4	令和2年分収支内訳書（一般用）（1～2ページ部分）	A 4	2ページ
該当者のみ	5	平成31年・令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書〔第一表及び第二表〕	A 4	2枚
	6	平成31年・令和元年分収支内訳書（一般用）（1～2ページ部分）	A 4	2ページ
	7	確定申告書の送信データ受付メールの内容（税務署から届いたもの）	A 4	1事業年度につき1ページ
必須	8	売上確認表	A 4	1ページ
該当者のみ	9	（開業日が令和元年10月1日以降の場合） 日別売上表	A 4	必要な枚数
	10	（開業日が平成31年1月2日以降の場合） 開業届の写し	A 4	1ページ
	11	営業許可証の写し	A 4	必要な枚数
	12	市内の事業所の建物の登記事項証明書（登記簿謄本） 又は賃貸借契約書の写し	A 4	1部
	13	令和2年度分の市民税納税証明書 （非課税の場合は非課税証明書）	A 4	1枚
必須	14	事業所の写真（3種類） ※任意の台紙に貼付	A 4	必要な枚数
	15	振込先預金口座の通帳のコピー	A 4	1ページ
該当者のみ	16	その他（ ）	A 4	必要な枚数

提出物確認シート【説明】

個人事業主(白色申告)

	書類の名称	説明
1	提出物確認シート（本紙）	—
2	吹田市中心企業等応援金申請（請求）書兼口座振込依頼書（様式第1号）	できるだけ、両面印刷で提出してください。
3	令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書B〔第一表及び第二表〕	書面申告の場合は、税務署の受付印の押されたものを提出してください。インターネット提出の場合は、7番の受付メールを提出してください。
4	令和2年分収支内訳書（一般用）（1～2ページ部分）	—
5	平成31年・令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書〔第一表及び第二表〕	書面申告の場合は、税務署の受付印の押されたものを提出してください。インターネット提出の場合は、7番の受付メールを提出してください。
6	平成31年・令和元年分収支内訳書（一般用）（1～2ページ部分）	—
7	確定申告書の送信データ受付メールの内容（税務署から届いたもの）	3番の確定申告書をインターネットで提出した場合は、提出が必要です。提出する確定申告書と対応するものであるか、税目や事業年度等を確認してください。
8	売上確認表	個人事業主用（基本、特例1、特例2）のうち、正しい様式を使用してください。「開業日」は、吹田市内での事業開始ではなく、個人事業主としての事業の開始日です。
9	（開業日が令和元年10月1日以降の場合）日別売上表	【資料3】で確認し、提出が必要な人は、それぞれの期間分を提出してください。
10	（開業日が平成31年1月2日以降の場合）開業届の写し	平成31年1月2日以降に開業し、届け出た人は提出してください。
11	営業許可証の写し	公的機関の発行で、日付、事業所名（屋号）、所在地が記載された許可証等があれば提出してください。
12	市内の事業所の建物の登記事項証明書（登記簿謄本）又は賃貸借契約書の写し	3番～6番の確定申告書に市内事業所の事業所名（屋号）及び所在地の記載がない場合は必須。11番の許可証がある場合は不要です。委託契約等により、市内の事業所（店舗）で継続して働いている場合、事業所の名称、所在地、申請者の氏名等の記載された契約書のコピーを提出してください。
13	令和2年度分の市民税納税証明書（非課税の場合は非課税証明書）	吹田市以外で市民税を納付している場合は、必ずご提出ください。
14	事業所の写真（3種類） ※任意の台紙に貼付	申請書の事業所（店舗等）の名称と、写真の看板等が一致することを確認できること。必ずA4サイズの台紙に貼付（又は印刷）をしてください。
15	振込先預金口座の通帳のコピー	通帳の見開きページの、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義の記載された部分をコピーしてください。ネット口座の場合は、これらの情報が記載された画面を印刷して提出してください。
16	その他（ ）	個別の理由で必要な資料があれば提出してください。

提出物確認シート

申請書類の1枚目に
添付してください。

法人

※複数ページある書類は、できるだけ両面コピーしてください。

提出物に ○ 印↓		書類の名称	サイズ	ページ数等
必須	1	提出物確認シート（本紙）	A 4	1 ページ
	2	吹田市中小企業等応援金申請（請求）書兼口座振込依頼書（様式第1号）	A 4	両面1枚
該当者のみ	3	法人税確定申告書〔別表一〕	A 4	1事業年度につき1ページ
	4	法人事業概況説明書（1～2ページ部分）	A 4	1事業年度につき2ページ
	5	（法人事業概況説明書がない場合） 損益計算書（一般の様式）	A 4	1事業年度につき1ページ
	6	確定申告書の送信データ受付メールの内容 （税務署から届いたもの）	A 4	1事業年度につき2ページ
	7	（初回の確定申告を行っていない場合のみ） 履歴事項全部証明書の写し	A 4	1部
必須	8	売上確認表	A 4	1 ページ
該当者のみ	9	日別売上表	A 4	必要な枚数
	10	営業許可証の写し	A 4	必要な枚数
	11	市内の事業所の建物の登記事項証明書（登記簿謄本） 又は賃貸借契約書の写し	A 4	必要な枚数
必須	12	事業所の写真（3種類）※任意の台紙に貼付	A 4	必要な枚数
	13	振込先預金口座の通帳のコピー	A 4	1 ページ
該当者のみ	14	その他（ ）	A 4	必要な枚数

